

平成25年度スポーツ医科学サポート補助事業実施要項（案）

1 事業の目的

国民体育大会での成績向上及び全国・世界で活躍するトップアスリートの養成に向けた選手強化に当たり、スポーツ医科学の面からジュニア選手や国体選手等の体力測定、動作分析等の医科学サポートを導入して競技力の向上を図ることを目的とする。

2 事業主体

公益財団法人新潟県体育協会

3 補助対象者

公益財団法人新潟県体育協会に加盟する団体が指定した中学生以上の競技選手

4 補助対象経費

補助対象者が新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）で実施する体力測定、動作分析に要する料金に対して補助（測定は無料）する。

(1) 測定項目及び内容等

ア 体力測定

選手の体力特性を明らかにするもの。

番号	コース名	利用可能数	利用料金（医学検査料金込み）	
			高校生以下	一般
①	総合コース	最大10名（乳酸を測定する時8名）	2,500円	5,000円
②	ハイパワーコース	最大16名	1,450円	2,900円
③	ミドルパワーAコース		1,600円	3,200円
④	ミドルパワーBコース	最大10名	1,900円	3,800円
⑤	ローパワーコース		1,750円	3,500円

※ 一つのグループ単位で同一コースの測定とする。

イ 動作分析

一般ビデオの約8倍のスローモーション映像や三次元動作解析等により、技術特性を明らかにするもの。

① 利用可能数 8名

② 利用料金 高校生以下2,500円 一般5,000円

(2) 測定対象日

ア 体力測定 火・木・土曜日

イ 動作分析 水曜日

5 補助金額

対象経費の10分の10の額（全額）を補助する。

ただし、公益財団法人新潟県体育協会で定めた予算額の範囲内で補助するものとする。

6 事業実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

7 利用制限

補助事業による同一人の利用料金補助は、原則として同一年度内2回とする。

ただし、公益財団法人新潟県体育協会及び公益財団法人新潟県体育協会に加盟する団体が必要と認めた者については、同一年度内3回までとする。

8 事業の流れ

別紙のとおり

9 事務手続き

補助対象者が行う事業の実施に必要な事務手続きは、次のとおりとする。

- (1) 補助事業対象者の所属する団体（以下「利用団体」という。）は年間計画に基づく利用者を決定し、利用日ごとに振り分け、利用希望日の1ヶ月前（授業日の公欠扱いを必要とする場合は、特別の事情がある者を除き2ヶ月前）までに、センターへ電話で予約する。
- (2) センターは、先着申し込み順に受付け、利用団体に申込み必要書類（申込書、同意書）を送付する。
- (3) 利用団体は、申込み必要書類をセンターに返送する。
- (4) センターは、測定当日に予め利用団体から返送された書類により、補助対象者を最終確認し、測定等を実施する。（補助対象利用者は料金不要）
なお、センターは、必要な関係書類を保存する。

10 その他

(1) 事務責任者の選出

利用団体は、事業の適正な実施を図るため事務責任者を選出し、申込みから終了まで担当者が責任を持って対応するものとする。

(2) 授業日の公欠扱い

利用団体に関係なく、選手（生徒）が授業日に測定等を行う場合は、所属学校長の許可（公欠扱い）を得て参加すること。

なお、国体実施競技団体の強化選手として参加する場合は、当該団体から所属学校長に対象生徒の参加についての依頼文を提出すること。

(3) 引率責任者の対応

測定実施当日は、引率責任者が必ず同行し、測定に立ち会うこととする。

11 問合せ先

事業実施内容、申込み及び測定内容等についてのお問い合わせ先は下記のとおり。

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

〒950-0933 新潟市中央区清五郎67番地12

TEL 025-287-8806 FAX 025-287-8807